

紹介手数料の払戻金制度について

当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・入社後、1ヶ月未満の退職の場合 | : 紹介手数料の70% |
| ・入社後、2ヶ月未満の退職の場合 | : 紹介手数料の50% |
| ・入社後、3ヶ月未満の退職の場合 | : 紹介手数料の30% |

採用決定者が入社後、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合とします。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではないものとします。